

# 資源物売却仕様書

足 利 市

## 1 目的

本仕様書は、足利市内から南部クリーンセンターに搬入された資源物について、足利市（以下「甲」という。）が買取者（以下「乙」という。）に売却し、乙により適正に再資源化することを目的とする。

## 2 本仕様書により行う契約の名称

足利市資源物売買契約

## 3 売却する資源物

売却する資源物は、南部クリーンセンターに搬入されたもので、ビニール袋等による包装・梱包、ヒモ等による結束された状態のもの、または施設内で解体・分別等処理済みのもので、次に掲げる7品目とする。

品 目	説 明 及 び 保 管 方 法
(1)アルミ空缶	アルミ製の空缶のこと。バラ積保管。
(2)鉄空缶	鉄(スチール)製の空缶のこと。バラ積保管。
(3)鉄屑スクラップ	アルミ空缶、鉄空缶以外の金属屑。ただし金属屑の中にはビニール、プラスチック等が付着、被覆している物を含む。一部でも金属が入っている物については金属屑スクラップとみなす。バラ積保管。
(4)新聞紙	折り込みチラシ含む。カゴに保管。
(5)ダンボール	板紙を波状の紙で多層にしたもの。バラ積保管。
(6)雑誌その他の紙及び紙パック	雑誌類のほか包装紙などから成る雑誌その他の紙及び牛乳パックなどの紙パックのこと。それぞれ別のカゴに保管。(なお、雑誌その他の紙と紙パックは別々に計量を行うこと。)
(7)布類	衣類など。カゴに保管。

## 4 契約方法

1 kg当たりの単価契約とし、甲指定の契約書により、品目ごとに締結する（ただし、雑誌その他の紙及び紙パックについては、本仕様書5に示す資源物搬出実績を参考として按分し、その予定量全体を見込んで、一括して積算すること）。

また、この単価には、積込み、搬出その他付随する経費を含めるものとする。

## 5 資源物の搬出予定量

本契約における資源物の搬出量は、契約期間内に南部クリーンセンターが排出する全量とする。また、この予定量の推計にあたっては、資源物搬出実績（別表1）を参考にすること。ただし、これをもって予定量を保証するものではない。

## 6 資源物の品質

資源物の品質の不良、その他契約の内容に適合しない状態があっても、甲はその不適合責任を負わない。

## 7 搬出場所

足利市野田町826-1 南部クリーンセンター

## 8 積込み並びに搬出ができる日及び時間

本契約における資源物の積込み、搬出ができる日及び時間帯は次のとおりとする。なお、年末年始期間については、甲が定めるところによる。

### (1) 積込み及び搬出ができる日

月曜日から金曜日（同日が祝日である場合はその日を含む。）

### (2) 積込み及び搬出ができる時間

午前8時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

### (3) その他

止むを得ない事情等により（1）、（2）の日時内に乙の積込み及び搬出が困難であると甲が認める場合、また、資源物搬入量の急増等により乙の積込み及び搬出が必要であると甲が判断した場合、別途、甲乙が協議するものとする。

## 9 搬出車両及び重機

資源物搬出に係る、車両及び重機は以下のとおりとする。

(1) 乙の用意する車両は、資源物を安全に積込み、搬出できる車両であり、南部クリーンセンター施設の台貫（長6.5m×幅2.7m）で計量可能な車両とする。

(2) 積込みに必要な重機は、甲が用意したものを使用することとする。

(3) 積込みに必要な重機の燃料は、甲の負担とする。

(4) 乙は、積込み重機の使用については、以下のことを遵守しなければならない。

ア 故意または過失により重機及び施設内建造物等に損害を与えた場合は、乙の負担により修理すること。

イ 保険の適用外の損害、保険を超過する損害もしくは保険の免責事項にあたる損害等で補償されない損害及びそれに伴う保険料の上昇分については、乙の負担とする。

ウ 南部クリーンセンターの職員等との連携を図り、事故防止に努めること。

エ 資源物の積込み以外の作業では使用しないこと。

オ 甲の指定した場所に保管すること。

カ 運転及び操作は免許の交付を受けたものが行うものとする。

## 10 積込み及び搬出作業

(1) 乙は、甲の指示に従い、甲の業務に支障のないよう積込み及び搬出を行うこと。

(2) 資源物の積込み及び搬出作業、また積込みの際に散乱した資源物の清掃・撤去は、

必ず乙の責任において行うこととする。

- (3) 乙は、積込みを行った資源物が搬出中の周辺道路等に飛散・落下しないようにシートまたはネットで覆う等の十分な対策を講じなければならない。

#### 1.1 売却数量の確定方法

- (1) 資源物の売却数量は、南部クリーンセンター施設の台貫で計量を行った結果として発行された計量票の数量をもって確定する。
- (2) 計量は、資源物の種類ごとに積込み前及び積込み後に行うこと。

#### 1.2 搬出実績の報告

乙は、資源物の搬出実績について、当該月を2回に分け、1日から15日分を20日、16日から月末までを翌月5日（20日及び翌月5日が土曜日または日曜日のときは、直後の月曜日）までに甲に報告書を提出し、確認を得なければならない。

#### 1.3 提出書類

乙は、最初の積込み及び搬出作業を行うにあたり、契約締結時に以下の書類等を提出しなければならない。

- (1) 搬出予定表 1部
- (2) 車両報告書 1部
- (3) 資源物の再資源化フロー(搬出後の中間処理・再資源化の再資源化施設名及び所在地等を記載したもの) 1部
- (4) その他、甲が提出を求めた書類

#### 1.4 資源物の売却代金

- (1) 乙が甲に支払う資源物の売却代金は、契約単価に搬出量を乗じて得た金額に、地方消費税及び消費税を加算した額とし、円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
- (2) 支払いは、当月1日から15日まで及び16日から月末までの搬出量分の月2回に分けた支払いとする。
- (3) 売却代金の納入については、甲が発行する納入通知書により、乙が納入期限までに納入すること。
- (4) 納入期限までに納入のない場合は、甲は乙に対して、納入期限日以降に公告される資源物売却の入札に参加させないことができる。

#### 1.5 搬出業務の委託

- (1) 乙は、本契約における積み込みを含む中間処理施設及び再資源化施設までの運搬業務（以下、「搬出業務」という。）について、第三者に委託することができる。その際、乙が委託したことを甲が認識できるよう、乙は委託した業者の運搬車両に資源物契約

者証を提示するものとする。

- (2) 委託業者の使用する車両については9 (1) のとおりとする。
- (3) 委託業者が積込み重機を使用する場合は9 (4) のとおりとする。

#### 1 6 その他の注意事項

- (1) 乙は、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡、承継してはならない。
- (2) 乙は、資源物の積込み及び搬出作業時は、南部クリーンセンター内の施設を損傷しないよう努めなければならない。  
なお、万一当該施設を損傷した場合は甲に報告のうえ、乙の費用と責任において、速やかに対処すること。
- (3) 乙は、搬出業務を行うにあたり、事故等の防止に努めなければならない。なお、万一事故等が発生した場合は、甲に報告のうえ、乙の費用と責任において速やかに対処すること。特に、南部クリーンセンター内は、ごみ収集車・一般搬入車等が常時通行しているため、資源物の積込み及び搬出作業の実施にあたっては、十分注意すること。
- (4) 乙は、本契約に関係する法令等を遵守し、必要な届出及び手続き等を行うこと。なお、資源物の再資源化施設で発生した廃棄物については、乙の責任において適正に処理すること。
- (5) 乙は、資源物の売却について、甲が市民等に対して公表することについて、承諾するものとする。

#### 1 7 協議

本仕様書に定めのないものについては、甲乙協議することができるが、軽微な事項については甲の指示によること。